

日本国は、WTO加盟国に対し、サービスに関する条件付き改訂オファーを提出する。このオファーは、他のWTO加盟国から意味のある市場開放となる約束が得られることを条件とする。

日本国は、サービス交渉の終結時及びそれ以前の如何なる時点においても、自らのサービスに関する条件付きオファーのすべて又は一部を撤回し、修正し、変更し、又は削除する権利を留保する。

日本国はさらに、このオファーについて、技術的な変更と修正を行う権利を留保する。

日本国の特定の約束に係る表

この約束表は、英語のみを正文とする。

明瞭性^{りよう}のための注釈

(i) 分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書MTN・GNSW/二〇）及び暫定中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニュー・ヨーク、千九百九十一年）によることとする。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。

(ii) この約束表に記載する(1)から(4)までの提供の態様は、それぞれこの協定第一条2の(a)から(d)までに規定するサービスの提供に対応する。

I 各分野に共通の約束

分 野	この約束表に掲げるすべての分野		
市場アクセスに係る制限	(4) 次のいずれかの分類に該当する自然人の入国及び一時的な滞在に関する措置を除くほか、約束しない(注)。 注 (a) および (d) の分類については、出入国管理及び難民認定法による報酬要件を適用する。 (a) 企業内転勤者 日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり日本国以外の加盟国の法人によって雇用されている自然人であつて、当該法人が所有し若しくは又は支配し又は当該		
内国民待遇に係る制限	(3) 研究及び開発に係る補助金については、約束しない。 (4) 市場アクセスに係る制限の欄に規定する分類の自然人に関する措置を除くほか、約束しない。 研究及び開発に係る補助金については、約束しない。		
追加的な約束			

法人に関連し(注)、かつ日本国において設立され又は登録された支店、代表事務所又は法人に、一年又は三年の五年を超えない期間(この期間は、更新することができる)次の地位で転任するもの。ただし、当該自然人が次のいずれかの活動に従事する場合に限る。 注 法人が他の法人に「関連」するとは、財務及び営業又は事業の方針の決定に関して、当該他の法人が当該法人に重大な影響を及ぼす場合をいう。 (i) 経営者 役員又は監査役として法人を経営する活動に従事するもの (ii) 上級管理者 (i) 長として支店又は代表事務所を管理する活動又は	

(b) 独立の自由職業従事者 日本国の法律により資格を有する、法律、会計又は税務のサービスの提供者である日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行う (i) 役員又は監査役として法人を管理する活動 (ii) 法人の一又は二以上の部門を管理する活動に従事するもの (iii) 専門職従事者 (iv) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動又は (v) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動に従事するもの	

た日の直前の十年以上の
期間にわたり日本国以外
の加盟国の法人によつて
雇用され又は当該法人の
社員である以下に掲げる
資格を有する自然人であ
つて、**十年又は三年の期間**
（この期間は、更新するこ
とができる。）一年又は三
年の期間（この期間は、更
新することができる。）**必**
ずしもサービス提供のた
めの契約を締結すること
なく、当該サービスを提供
するもの。であつて、日本
国に五年を超えない期間
転任し、かつ、当該期間の
満了時に当該法人に戻る
もの。ただし、当該自然人
が**日本国における一時的**
な滞在中自然人として
の従事することができ、被
雇用者としては従事する
ことができない次のいづ
れかの自由職業サービスの
活動に従事する場合に
限る。

(i) 日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス (ii) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する相談法的助言サービス (iii) 日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス (iv) 日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス (v) 日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス (vi) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス	

(c) 商用訪問者 格を要する弁理士が提供する法律サービス (iv) (vii) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス (v) (viii) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス (vi) (ix) 日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス (x) 日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス	

業務連絡（サービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国に業務上の拠点を設置するための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売又は自らサービスの提供に従事することなく、日本国に九〇日を超えない期間滞在する自然人。この期間は、更新することができる。	(d) 契約に基づく人の移動（自然人） 日本国の領域にある公私の機関との個人的な契約（注）に基づいて、一年又は三年の期間（この期間は、更新することができる。）の日本国における一時的な滞在中次のいずれかの活動に従事する自然人

注 サービス提供者及び当該契約により提供されるサービスは、日本国の関連法令を遵守しなければならない。(d)の特定の約束は、日本国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び永続的な雇用に関する措置には適用しない。 (i) 出入国管理及び難民認定法に定める「技術」の在留資格における、物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動 (ii) 出入国管理及び難民認定法に定める「人文知識・国際業務」の在留資格における、法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動 (iii) 出入国管理及び難民認定法に定める「人文知	

	識・国際業務」の在留資格 における、外国の文化に基 盤を有する思考又は感受 性を必要とする活動

明瞭性りょうしょうせいのための注釈

(d)の(i)に定義される条件を満たす活動には、建築サービス、土木相談サービス、及び都市計画及び景観設計サービスに關連する活動が含まれる。

(d)の(ii)及び(iii)に定義される条件を満たす活動には、会計、監査及び簿記のサービス、専門デザイン・サービス、貿易見本市及び展覧会の開催に係るサービス、旅行業サービス、及び観光客の案内サービスに關連する活動が含まれる。

	(a)の(iv)及び(v) (iii)及び (d)にいう自然科学又は人 文科学に關する高度の水 準の技術又は知識を必要 とする活動とは、(a)の自 然人が、原則として大学教 育(学士号)又はそれ以上 の教育を終了することに よって得た自然科学又は 人文科学の専門的な技術 又は知識を用いることな く従事することができな い活動をいう。

第Ⅱ部 分野ごとに行う特定の約束			
分野	1 実務サービス A 自由職業サービス (a) 日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス (八六一)	市場アクセスに係る制限	
	(1) 以下を除くほか、制限しない。 サービスは、自然人又は弁護士法人（注）が提供しなければならない。 注 日本国の法律による弁護士法人とは、日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士であり、かつ、当該弁護士法人の業務を執行する権利及び義務を有する一人又はそれ以上の社員によって構成されるものをいう。 業務上の拠点が必要である。 (2) 以下を除くほか、制限しない。 サービスは、自然人又は弁護士法人（注）が提供しなければならない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	追加的な約束

(a) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する相談法的な助言サービス (八六一***) (i) 法律に関する相談法的な助言サービスには、次の事項を含まない。 (a) 裁判所その他の官公	
(1) 以下を除くほか、制限しない。 サービスは、自然人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (2) サービスは、自然人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 制限しない。	護士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (3) サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならないことを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。
(1) サービス提供者は、一年間に一八〇日以上日本国内に滞在することが必要である。 ことを除くほか、制限しない。 (2) サービス提供者は、一年間に一八〇日以上日本国内に滞在することが必要である。 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

署における法律上の手続についての法的な代理サービス及びその手続についての法的な文書の作成 (b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地（以下この分野において「管轄地」という）の法律以外の法律に関する法的な意見の表明 (c) 公正証書の作成の囑託についての法的な代理サービス (d) 日本国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての活動 (ii) サービス提供者は、親族関係若しくは相続に関する法律事件であつて	(3) サービスは、自然人が提供しなければならないことを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。
	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 サービス提供者は、一年間に十八日以上日本国内に滞在することが必要である。
(iv) 国際仲裁における代 (iii) 事業体の名称の使用については、制限しない。ただし、当該名称に「外国法事務弁護士事務所」という文言を付加しなければならない。 (ii) 「弁護士」との共同事業は、認める。「弁護士」の雇用は、認めない。 (i) 管轄地において効力を有し、又は有した国際法に関する業務は、認める。第三国の法律に関する業務は、各事案に関して、権限のある者（例えば、第三国において資格を有し、かつ、当該第三国の法律に関する業務に従事している弁護士）の書面による助言を受け、認められる。及び日本の法律に関する業務は、認めない。	(3) (i) 管轄地において効力を有し、又は有した国際法に関する業務は、認める。第三国の法律に関する業務は、各事案に関して、権限のある者（例えば、第三国において資格を有し、かつ、当該第三国の法律に関する業務に従事している弁護士）の書面による助言を受け、認められる。及び日本の法律に関する業務は、認めない。

その当事者として日本国民が含まれるもの又は日本国内に所在する不動産に関する権利若しくは工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪若しくは変更を目的とする法律事件であつて当該目的が主たる目的ではないものについては、「弁護士」と共同し又は「弁護士」の助言を受けることを必要とする。			理を認める。ただし、その仲裁において適用される法律が当該サービス提供者が日本国において業務を行う資格を有する法律である場合に限る。
---	--	--	--

明瞭性のための注釈

サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。

- (i) サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。
- (ii) サービス提供者が管轄地において少なくとも五三年間弁護士としての職務に従事したこと。
- (iii) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。
- (iv) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。
- (v) サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。
- (vi) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。

(a) 日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス (八六一**)	(1) 以下を除くほか、制限しない。 サービスは、自然人又は司法書士法人（注）が提供しなければならない。	注 日本国の法律による司法書士法人とは、日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士であり、かつ、司法書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	(2) 業務上の拠点が必要である。 以下を除くほか、制限しない。 サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (3) サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならないことを除くほか、制限しない。
	(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。

			(a) 日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス (八六一**)
	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 以下を除くほか、制限しない。 サービスは、自然人又は行政書士法人（注）が提供しなければならぬ。 注 日本国の法律による行政書士法人とは、日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士であり、かつ、行政書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 業務上の拠点が必要である。 (2) 以下を除くほか、制限しない。 サービスは、自然人又は行	
	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	

(a) 日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス (八六一***)	
注 日本国の法律による社会保険労務士法人とは、日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士であり、かつ、社会保険労務士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成 (1) 以下を除くほか、制限しない。 サービスは、自然人又は社会保険労務士法人（注）が提供しなければならない。	政書士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (3) サービスは、自然人又は行 政書士法人が提供しなければならないことを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 制限しない。	(3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

されるものをいう。 業務上の拠点が必要である。 (2) 以下を除くほか、制限しない。 サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならぬ。 業務上の拠点が必要である。 (3) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならぬことを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		

	(a) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス (八六一一九、八六一二、八六一三、八六一九) (1) 以下を除くほか、制限しない。 い。 サービスは、自然人又は特許業務法人(注)が提供しなければならない。 注 日本国の法律による特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、かつ、特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 (2) 特許業務法人については、業務上の拠点が必要である。以下を除くほか、制限しない。 い。 サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。 特許業務法人については、業務上の拠点が必要である。
	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。

(a) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス (八六一)			
(1) サービスは、自然人が提供しなければならぬことを除くほか、制限しない。 (2) サービスは、自然人が提供しなければならぬことを除くほか、制限しない。 (3) サービスは、自然人が提供しなければならぬことを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(3) 以下を除くほか、制限しない。 サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

	(a) 日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス (八六一**)
(1) 以下を除くほか、制限しない。 サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人（注）が提供しなければならない。 注 日本国の法律による土地家屋調査士法人とは、日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士であり、かつ、土地家屋調査士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 業務上の拠点が必要である。 (2) 以下を除くほか、制限しない。 サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。

		(b) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス (八六二)	
(1) (a) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人(注)が提供しなければならぬサービス 以下を除くほか、制限しない。 サービスは、自然人又は監査法人(注)が提供しなければならぬ。 注 日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、当該監査法人の業務を執行する権利及び義務を有する五人以	(3) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならぬことを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
	(1) 制限しない。	(3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

上の社員によって構成されるものをいう。 監査法人については、業務上の拠点が必要である。 (b) (a) 以外のサービス 制限しない。	(2) (a) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人が提供しなければならないサービス 以下を除くほか、制限しない。 サービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。 監査法人については、業務上の拠点が必要である。 (b) (a) 以外のサービス 制限しない。
	(2) 制限しない。

(c) 日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス (八六三)	
(1) (a) 日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士又は税理士法人(注)が提供しなければならないサービス	(3) (a) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人が提供しなければならないサービス 以下を除くほか、制限しない。 サービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。 (b) (a) 以外のサービス 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 制限しない	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

	以下を除くほか、制限しない。 サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。 注 日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、当該税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 業務上の拠点が必要である。 (b) (a) 以外のサービス 制限しない。 (2) (a) 日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士又は税理士法人が提供しなければならないサービス
	(2) 制限しない。

	以下を除くほか、制限しない。 サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。業務上の拠点が必要である。 (b) (a) 以外のサービス 制限しない。 (3) (a) 日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士又は税理士法人が提供しなければならないサービス 以下を除くほか、制限しない。 サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。 (b) (a) 以外のサービス 制限しない。	
	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	

(d)、(b)、(g) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するしないサービス提供者又は「建築士」を使用するしないサービス提供者が提供するところである建築サービスB 建築サービスBは、日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は	注 建築物の建築のために必要なサービス（建築後のサービスを除く）に限る。
(1) 制限しない(注)。 注 建築サービスBが日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用しないサービス提供者によるサービス提供者による提供される場合には、業務上の拠点は必要でない。	業務上の拠点が必要であることを除くほか、制限しない。 (b) (a) 以外のサービス 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (1) 業務上の拠点が必要である
(1) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

「建築士」を使用しない サービス提供者が提供す ることができるサービス を対象とする。（建築物 の建築工事契約に関する 業務、建築物の建築工事 の監督、建築物の調査又 は鑑定及び建築物の建築 工事に関する法令又は条 例に基づく手続の代理の 業務を含む。） （八六七二）（八六 七三、八六七四）（注） 注 建築物の建築の ために必要なサービスに 限る。	(2) 業務上の拠点が必要であ る 制限しない（注）。 注 建築サービスBが日本国 の法律により「建築士」と しての資格を有しないする サービス提供者又は「建築 士」を使用しないサービス 提供者によつて提供され る場合には、業務上の拠点 は必要でない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束し ない。
(2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束に おける記載を除くほか、約束し ない。	

(2) 制限しない。 (a) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有する建築士又は「建築士」を使用するサービス提供者が提供するサービス 業務上の規点が必要であるものを除くほか、制限しない。 (b) (a) 以外のサービス (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

(g) 都市計画及び景観設計サービス (八六七四)	(e)、(g)、F(e)、F(m) 土木相談サービス (八六七四一) (八六七 二一、八六七二四、八六 七二七、八六七二九、八 六七四二、八六七六二、 八六七五二、八六七五三) (注) 注 土木のために必要な サービス(建築物のため のエンジニアリング デザイン・サービスを 除く)に限る。
(1) (a) 日本国の法律により 「建築士」としての資格を有 する建築士又は「建築士」を 使用するサービス提供者が提 供するサービス 業務上の拠点が必要である サービスを除くほか、制限しない。 (b) (a) 以外のサービス 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束し ない。
(1) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限し ない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束し ない。

	(2) (a) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有する建築士又は「建築士」を使用するサービス提供者が提供するサービス 業務上の拠点が必要であるところを除くほか、制限しない。 (b) (a) 以外のサービス 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
	(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

B 電子計算機サービス及び関連のサービス（航空運送のためのコンピュータ予約システムのサービスを除く） （八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四九）	C 研究及び開発のサービス (b) 社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス （八五二）
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(a) 所有し又は賃借する不動産(日本国外にあるもの)に係るサービス(八二二)	D (a) 不動産に係るサービス 所有し又は賃借する不動産(日本国内にあるもの)に係るサービス(八二二)
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 業務上の拠点が必要であることを除くほか、制限しない。 (2) 業務上の拠点が必要であることを除くほか、制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(b) 契約に基づき報酬を受けて行う不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス (八二二)	(b) 契約に基づき報酬を受けて行う不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス (八二二)
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 業務上の拠点が必要であることを除くほか、制限しない。 (2) 業務上の拠点が必要であることを除くほか、制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

E 運転者を伴わない賃貸サービス (a) 船舶（注）に関する運転者を伴わない賃貸サービス（八三—〇三） 注 日本国内の異なる港の間における旅客又は貨物の輸送及び日本国内の同一の港から発着する旅客の輸送のために使用される船舶の賃貸を除く。日本の国旗を掲げる船舶には国籍要件がある。この分野において、国籍要件とは当該船舶は、次のいずれかの者が所有しなければならぬことを意味する。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
---	--	--	--

(c) 運送機器（船舶及び航空機を除く。）に関する運転者を伴わない賃貸サービス （八三二〇一、八三二〇二、八三二〇五）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(d)、(e) 機械及び機器（運送機器を除く。）並びに個人及び家庭用品に関する運転者を伴わない賃貸サービス （八三二〇六―八三二〇九、八三二二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
F (a) その他の実務サービス 広告サービス （八七二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

(b) 市場調査及び世論調査のサービス (八六四)	(c) 経営相談サービス (八六五)	(d) 経営相談に関連するサービス (八六六〇一、八六六〇九)
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(e) 製造業製品に係る技術試験及び分析サービス (計量法の対象となるサービスを除く。) (八六七六**)	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

(e) 計量法による技術試験及び分析サービス（計量法の対象となる次のサービス） （八六七六三**） (i) 特定計量器の定期検査 (ii) 特定計量器の検定 (iii) 計量証明事業（特定計量証明事業を含む。） (iv) 計量証明に使用する特定計量器の検査 (v) 特定計量証明事業者に対する認定 (vi) 計量器の校正等のサービス			
	(1) 業務上の拠点が必要であることを除くほか、制限しない。 (2) 業務上の拠点が必要であることを除くほか、制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		

(k) 次に掲げる職業以外のものについて日本国内において人員をあっせんするサービス（求職及び求人者の申込みに基づき求職者と求人者との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。） (i) 港湾運送サービス (ii) 建設工事 (iii) 労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（現在定めていない。） （八七二〇一、八七二〇二）	(1) 約束しない業務上の拠点が必要であることを除くほか、制限しない。 (2) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) 制限しない。サービス提供者に与えられる許可の数は、制限され得る。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
--	--	--	--

日本国内において人員をあっせんするサービスが認められる業務には、日本国の特定の約束に係る表（GATS/SC/46）に規定する次に掲げる職業が含まれる。

- (i) 美術家、(ii) 芸能家、(iii) 科学技術者、(iv) 医師、(v) 歯科医師、(vi) 薬剤師、(vii) 助産婦、(viii) 看護婦、(ix) 医療技術者、(x) 歯科医療技術者、(xi) 服飾デザイナー、(xii) 映画演劇技術者、(xiii) 弁護士、(xiv) 公認会計士、(xv) 弁理士、(xvi) 経営管理者、(xvii) 生菓子製造技術者、(xviii) 家政婦、(xix) 理容師、(xx) 美容師、(xxi) 着物着付師、(xxii) 配せん人、(xxiii) モデル、(xxiv) 調理士、(xxv) パーティンター、(xxvi) クリーニング技術者、(xxvii) 通訳、(xxviii) マネキン、(xxix) 観光バスガイド

次に掲げる上列の職業について日本国内において人員をあっせんするサービス（求職及び求人申し込みに基づき求職者と求人者との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。）

(i) 美術家			
(ii) 芸能家			
(iii) 科学技術者			
(iv) 医師			
(v) 歯科医師			
(vi) 薬剤師			
(vii) 助産婦			
(viii) 看護婦			
(ix) 医療技術者			
(x) 歯科医療技術者			
(xi) 服飾デザイナー			

(xix) 観光バスガイド (xx) 着物着付師 (xxi) 美容師 (xxii) 理容師 (xxiii) 家政婦 (xxiv) 生菓子製造技術者 (xxv) 経営管理者 (xxvi) 弁理士 (xxvii) 公認会計士 (xxviii) 弁護士 (xxix) 映画演劇技術者			
(xxx) クリーニング技術者 (xxxi) モデル (xxxii) 配せん人 (xxxiii) 調理士 (xxxiv) バレープレイヤー (xxxv) マネキン (xxxvi) 通訳 (xxxvii) ハーフマシンの			

(k) 次に掲げる業務以外のものについて日本国内（注１）において人員を提供するサービス（サービス提供者が雇用する労働者を当該サービス提供者との間の雇用関係を維持しつつ、他の者の指揮の下に労働に従事させるために派遣するサービスに限る）。 注１ 労働者については、企業間又は企業内の転任を通じて日本国外から派遣してはならない。 (i) 港湾運送サービス (ii) 建設工事 (iii) 警備 (iv) あらかじめ労働政策審議会の意見を聞いた上で政令で定める業務（例えば、医療関係業務）	(1) 約束しない業務上の拠点が必要であることを除くほか、制限しない。 (2) 約束しない（注２）。 注２ 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) 制限しない。サービス提供者に与えられる許可の数は、制限され得る。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない（注２）。 注２ 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
--	--	--	--

九

(v) 製造の業務のうち
厚生労働省令で定め
るもの
(八七二〇三、八七二〇

日本国内において人員を提供するサービスが認められる業務には、日本国の特定の約束に係る表 (GATS/SC/46) に規定する次に掲げる職業が含まれる。

(i) 電子計算機により機能するシステムの設計若しくは保守又は電子計算機のプログラムの設計、作成若しくは保守、(ii) 機械、装置若しくは器具（以下「機械等」という。）又は機械等により構成される設備の設計又は製図、(iii) 録画、録音等のための機械であって、放送番組の制作に使用されるものの操作、(iv) 放送番組の制作における演出、(v) 電子計算機、タイプライター、テレックス又はこれらに連する事務用機器の操作、(vi) 通訳、翻訳又は速記、(vii) 法人の代表者又はこれに連する管理的地位にある他の者の秘書の業務、(viii) 文書、磁気テープ等の分類又はファイリングであって、高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするもの、(ix) 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るために行う市場等に関する調査又は当該調査の結果の営利若しくは分析、(x) 賃貸対照表、損益計算書その他の財務に関する書類の作成その他財務の処理、(vi) 国際貿易その他の対外取引に関する文書又は契約書、貨物引換証、船荷証券若しくはこれらに連する国内取引に関する文書の作成、(xii) 電子計算機、自動車その他適切な操作をするためには高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械の性能、操作方法等に関する紹介及び説明、(xiii) 旅行者に同行して行う旅程管理、当該旅程管理に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供（車両、船舶又は航空機内において行う案内のサービスを除く。）又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合いの用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎、(xiv) 建築物の清掃、(xv) 建築物に設けられた電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針（以下「建築設備」という。）の運転、点検又は整備、(xvi) 建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内、建築物に附属する駐車場の管理及び建築物の来訪者又は建築物に勤務し若しくは居住する者の便宜を図るために当該建築物に設けられた設備（建築設備を除く。）であって当該建築物の使用が効率的に行われることを目的とするものの維持管理

次に掲げる十六の種類 業務について日本国内（注） において人員を提供するサ ビス（サービス提供者が雇用す る労働者を当該サービス提供 者との間の雇用関係を維持し つつ、他の者の指揮の下に労働 に従事させるために派遣する サービスに限る。） i) 電子計算機により 機能するシステムの 設計若しくは保守又 は電子計算機のプロ グラムの設計、作成 若しくは保守 (ii) 機械、装置若しく は器具（以下「機械 等」という。）又は 機械等により構成さ れる設備の設計又は 製図 (iii) 録画、録音等のた めの機械であつて、 放送番組の制作に使 用されるものの操作 (iv) 放送番組の制作に おける演出			
---	--	--	--

(v) 電子計算機、タイプライター、テレックス又はこれらに準ずる事務用機器の操作 (vi) 通訳、翻訳又は速記 (vii) 法人の代表者又はこれに準ずる管理的地位にある他の者の秘書の業務 (viii) 文書、磁気テープ等の分類又はファイリングであつて、高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするもの (ix) 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るために行う市場等に関する調査又は当該調査の結果の営利若しくは分析		

(k) 貸貸対照表、損益 計算書その他の財 務に関する書類の 作成その他財務の 処理 xi) 国際貿易その他の 対外取引に関する文 書又は契約書、貨物 引換証、船荷証券若 しくはこれらに準ず る国内取引に関する 文書の作成 (xii) 電子計算機、自動 車その他適切な操作 をするためには高度 の専門的な知識、技 術又は経験を必要と する機械の性能、操 作方法等に関する紹 介及び説明 (xiii) 旅行者に同行して 行い旅程管理、当該 旅程管理に付随して 行い旅行者の便宜と なるサービスの提供 （車両、船舶又は航 空機内において行い			
--	--	--	--

案内のサービスを除く。）又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合の用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎 (xiv) 建築物の清掃 (xv) 建築物に設けられた電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針（以下「建築設備」といふ。）の運転、点検又は (xvi) 建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内、建築物に附属する駐車場の管理及び建築物の来訪者又は建築物に勤務し若しくは居住する者の便宜を図るために当該		
---	--	--

建築物に設けられた設備（建築設備を除く。）であつて当該建築物の使用が効率的に行われることを目的とするものの維持管理 （八七二〇三、八七二〇九）			
---	--	--	--

注^{りよう}明瞭性のための注釈

労働者については、企業間又は企業内の転任を通じて日本国外から派遣してはならない。

(l) 調査サービス (八七三〇二)	(m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス、鉱物及び測量に関連するサービスを除く。） (八六七五一、八六七五二)	(m) 日本国内の土地の測量サービス (八六七五三、八六七五四)
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 基本測量（注1）又は公共測量（注2）の測量成果を使用しないで実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要であることを除くほか、制限しない。 注1 基本測量とは、すべての測量の基礎となる測量で、国土交通省建設省国土地理院の行うものをいう。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。

注2 公共測量とは、基本測量以外の測量のうち、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量を除き、その費用の一部又は全部を国又は公共団体が負担し又は補助して実施するものをいう。		
(2)	(3)	(4)
基本測量又は公共測量の測量成果を使用しないで実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である ことを除くほか、制限しない。	制限しない。	各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(2)	(3)	(4)
制限しない。	各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(m) 日本国外の土地の測量サービス (八六七五三、八六七五四)	(n) 機器（船舶、航空機その他の運送機器を除く。）の保守及び修理のサービス (六三三、八八六一一八八六六)
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(p) 写真サービス (八七五)	(o) 建築物の清掃サービス (八七四〇一、八七四〇二、八七四〇三、八七四〇九)
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(r) 印刷及び出版のサービス (八八四四二)	(q) こん包サービス (八七六)
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。

(s) 会議サービス (八七九〇九)	(t) 電話応答サービス (八七九〇三)	
(1) 制限しない。約束しない。 (注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。約束しない。 (注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。約束しない。 (注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(t) 専門デザイン・サー ビス (八七九〇七)	(t) 宛名リストの作成及 び郵送サービス (八七九〇六)	(t) 翻訳及び通訳のサー ビス (八七九〇五)
(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。
(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。

A/B 郵便／クーリエ・サービス（注）

注 郵便／クーリエ・サービス

ビスの提供者は、関係する形態の運送サービスに係る許可又は登録の要件に従わなければならない。信書の送達以外の郵便／クーリエ・サービスの分野における日本国の約束（特定信書便事業によって提供されるもの印刷物、小包、物品又はその他のものを含む。）は、運送サービスの分野に記載する。（11 運送サービスを参照。）

特定信書便事業によって提供される信書の送達サービス

特定信書便事業とは、民

(4) (3) (2) (1) 約束しない。制限しない。 制限しない。 制限しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(4) (3) (2) (1) 約束しない。制限しない。 制限しない。 制限しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

間事業者による信書の送達に関する法律に定める次のいずれかの信書便の役務のみを提供する事業をいう。	(i) 長さ、幅及び厚さの合計が九センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達するもの	(i) (ii) 信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達するもの	(i) (iii) その料金の額が一、〇〇〇円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの	(ii) 長さ、幅及び厚さの合計が九センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達するもの

C 電気通信サービス

第十種電気通信事業又は第七種電気通信事業によつて提供される次に掲げる基本電気通信サービス **基本電気通信サービス**

- (a) 音声電話サービス (七五二一)
- (b) パケット交換データ伝送サービス (七五二三)
- (c) 回線交換データ伝送サービス (七五二三) (注1)
- (d) テレックス・サービス (七五二三) (注1)
- (f) ファクシミリ・サービス (七五二二、七五二三) (注1)
- (g) 専用回線サービス (七五二二、七五二三) (注1)
- (o) その他

(3) (2) (1)

制限しない。
制限しない。

日本電信電話株式会社(注2)

又は国際電信電話株式会社への直接的及び間接的な外国資本の参加の割合は、五三分の一未満でなければならぬことを除くほか、制限しない。

注2 日本電信電話株式会社はその地域会社の発行済株式の総数を保有してなければならぬ。

(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(3) (2) (1)

制限しない。
制限しない。

日本電信電話株式会社及びその地域会社又は国際電信電話株式会社

の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならぬことを除くほか、制限しない。

各分野に共通の約束における記載のとおり、研究及び開発に係る補助金については、約束しない。

(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

日本国は、この約束表に添付する参考文献に定める義務を **基本電気通信サービス** に関し履行する。

第十種電気通信事業とは、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する事業をいう。 第二種電気通信事業とは、第十種電気通信事業以外の電気通信事業をいう。 電気通信回線設備とは、送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。 第二種電気通信事業によって提供される付加価値サービス。次に掲げるサービスを含む。 付加価値サービス (h) 電子メール・サービス (七五二三) (i) ボイスメール・サービス (七五二四) (注一)	1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (b) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (b) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
--	---	--	--

(j) 情報及びデータベースのオンラインでの検索サービス (七五二三) (注一) (k) 電子データ交換 (EDI) サービス (七五二三) (注一) (l) 高度ファクシミリ及び付加価値ファクシミリサービス (蓄積並びに転送、蓄積並びに検索を含む。)(高度ファクシミリサービス (七五三九七五三三) (注一) (m) コード及びプロトコルの変換サービス (七五三三三) (n) 情報又はデータのオンラインでの処理サービス (取引処理を含む。) (八四三) (注一) (o) その他			
--	--	--	--

注一 当該サービスは、対応する暫定中央生産物分類に含まれる活動全体の1部のみから成る。

電気通信サービス分野における特定の約束には、公衆回線網と接続する国内専用回線を用いることによつて提供される音声伝送サービスが含まれない。 第二種電気通信事業とは、第十種電気通信事業以外の電気通信事業をいう。 第十一種電気通信事業とは、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する事業をいう。 電気通信回線設備とは、送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。			
---	--	--	--

参照文書

適用範囲

この文書は、基本電気通信サービスの規制の枠組みに関する定義及び原則について定める。
定義

「利用者」とは、サービス消費者及びサービス提供者をいう。

「不可欠な設備」とは、次の(a)及び(b)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスに係る設備をいう。

- (a) 単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。
- (b) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において（価格及び供給に関する）参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

- (a) 不可欠な設備の管理
- (b) 当該市場における自己の地位の利用

1 競争条件の確保のためのセーフガード

1.1 電気通信における反競争的行為の防止

単独又は共同で主要なサービス提供者であるサービス提供者が反競争的行為を行い又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。

1.2 セーフガード

「」の反競争的行為には、特に次の行為を含む。

- (a) 反競争的な内部相互補助を行うこと。
- (b) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。
- (c) 他のサービス提供者に対し、当該他のサービス提供者がサービスを提供するために必要な、不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報を適時に利用できるようにしないこと。

2 相互接続

- 2.1 この2の規定は、特定の約束を行った範囲において、公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスを提供するサービス提供者との接続であって、一のサービス提供者に係る利用者が他のサービス提供者に係る利用者と通信し又は他のサービス提供者によって提供されるサービスへアクセスすることを可能にするものについて適用する。
- 2.2 確保すべき相互接続（注）

注 この2.2の規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

主要なサービス提供者との相互接続については、伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても確保する。主要なサービス提供者が提供する相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a) 差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。

(b) サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して支払をする必要がないように十分に細分化された、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

(c) 請求がある場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

2.3

相互接続に関する交渉のための手続の公の利用可能性

主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続は、公に利用可能なものとする。

2.4

相互接続に関する取決めの透明性

主要なサービス提供者は、確実に、相互接続に関する協定又は参照用の相互接続に関する提案を公に利用可能なものとする。

2.5

相互接続に関する紛争解決

主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者は、相互接続の適当と認められる条件及び料金があるから始め設定されていない場合には、これらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、次のいずれかの時期に、独立した国内機関（5に定める規制機関を含む。）に申し立てることができるものとする。

(a) 随時

(b) 公に周知された合理的な期間の経過後

3

ユニバーサル・サービス

いずれの加盟国も、当該加盟国が維持することを希望するユニバーサル・サービス義務の内容を定義する権利を有する。この義務は、反競争的とはみなされない。ただし、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、当該加盟国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担にならないことを条件とする。

4

免許の基準の公の利用可能性

免許が必要とされる場合においては、次の(a)及び(b)の事項を公に利用可能なものとする。

- (a) すべての免許の基準及び免許の申請に係る決定を行うため通常必要とされる期間
- (b) 個別の免許の条件
- 5 免許を拒否した理由は、請求があるときは申請者に通知する。
- 5 独立の規制機関
- 規制機関は、いかなる基本電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる基本電気通信サービス提供者に対しても責任を負わない。規制機関が行う決定及び規制機関が用いる手続は、市場のすべての参加者について公平でなければならない。
- 6 稀少な資源の分配及び利用
- 稀少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係るいかなる手続も、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。分配された周波数帯の現状は、公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数を詳細に明らかにすることは、要求されない。

D 音響・映像サービス (a) 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス (九六一一)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
---	--	---	--

(e) 録音サービス	(b) 映画の映写サービス (九六二二)
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	(1) 約束しない制限しない (注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) (2) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	(1) 約束しない制限しない (注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) (2) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス（鉱物に関連するサービスを除く。） A 建築物に係る総合建設サービス （五一二） B 土木に係る総合建設サービス （五一三） C 設置及び組立てのサービス （五一四、五一六） D 建築物の仕上げのサービス （五一七） E その他 （五一一、五一五、五一八）	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
--	---	--	--

4 流通サービス A 問屋サービス (六二一、六一一一、六一三〇、六二二一〇) B 卸売サービス (六二二、六一一一、六一一三〇、六二二一〇) C 小売サービス (六三二、六三三、六一一二、六一一三〇、六二二一〇) D フランチャイズ (八九二九) 流通サービスの分野における特定の約束には、「ハコ」のサービスには含まれない。 (a) 石油、石油製品、米、たばこ、塩又は酒類に関連するサービス及び公共卸売市場（注）において提供されるサービスを含まない。以外のもの	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (2) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (1) 制限しない。	

(b) 石油及び石油製品に 関連するもの	注 公共卸売市場とは、国又は地方の政府の認可に基づき生鮮食料品（野菜、果物、海産物、肉類その他日常の用に供する食料品を含む）又は花の間屋及び卸売のサービスのために設置される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の前記の物品の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要であることを除くほか、制限しない。	

	(c) 公共卸売市場において提供されるもの
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(2) (1) 約束しない(注)。 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) 以下を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 制限しない。

5 教育サービス 日本国内で設置された学校教育機関によつて提供される次に挙げる教育サービス（この学校教育機関とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。） 学校教育として提供される次に挙げる教育サービス A 初等教育サービス （注1）（注2） （保育所を除く。） （九二二一、九二二九） B 中等教育サービス （注1）（注2） （九二二二、九二二六、九二二三）	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。	
---	---	---	--

注1 学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、日本国において学校教育機関が提供する。 「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。 注2 いかなる提供の態様を通ずる市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。	(3) 学校教育機関は、学校法人（注3）（注）が設置しなければならないことを除くほか、制限しない。 注3 学校法人とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であつて、営利目的ではないものをいう。 (4) 約束しない。
(4) 約束しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。

C 学校教育として提供される高等教育サービス (注1) (注2) (九二三二、九二三九) 注1 学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、日本国において学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。 注2 いかなる提供の態様を通ずる市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) 学校教育機関は、学校法人(注3) (注)が設置しなければならぬことを除くほか、制限しない。 注3 学校法人とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であつて、営利目的ではないものをいう。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
---	--	--	--

D 成人教育サービス (注1)(注2) (九二四) E その他の教育サービス (注1)(注2) (九二九) 注1 いかなる提供の態様を通ずる市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。 注2 学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。専修学校及び各種学校は、学校法人が設置することを求められる場合がある。学校教育機関は学校教育を提供するが、学校教育以外の教育サービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

を同時に提供することができるのに対し、専修学校及び各種学校は学校教育以外の教育サービスを提供する。 成人のための外国語教育サービス（日本国内で設置された学校教育機関によつて提供されるサービスを除く。この学校教育機関とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をいう。）			
---	--	--	--

6 環境サービス	(注) この分野における分類及び日本国の特定の約束は、分類問題に関する加盟国間の更なる議論及び意見の一致に従い修正されることがある。()		
A 生活用水及び汚水処理 A (a) 汚水サービス (九四〇二)	(注) この分野における分類及び日本国の特定の約束は、分類問題に関する加盟国間の更なる議論及び意見の一致に従い修正されることがある。() (注) 技術的に可能でないため、約束しない。 (1) 約束しない(注)。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(注) 技術的に可能でないため、約束しない。 (1) 約束しない(注)。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

B 固形廃棄物及び有害廃棄物処理 B (a) 廃棄物処理サービス (九四〇二) B (b) 衛生サービス及びこれに類似するサービス (九四〇三) D その他	
C 大気及び気候の保護 (a) 排気ガス処理サービス (九四〇四)	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) (2) 制限しない。 海上における船舶からの廃油の処理サービスの提供者に与えられる許可の数は、制限され得る。 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) (2) 制限しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) (2) 制限しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

エ 騒音及び振動の除去 (a) 騒音除去サービス (九四〇五) (b) 振動除去サービス	
(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

フ 生物の多様性及び景観の保護

(a) 自然及び景観の保護サービス
(九四〇六)

G その他の環境及び補助サービス (a) その他の環境保護サービス (九四〇九)	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) (2) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) (2) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

7 金融サービス

日本国は、金融サービスに関し、この協定の第三部及び金融サービスに関する附属書の規定に加えて「金融サービスに係る約束に関する了解」(以下「了解」という。了解は、この約束表に附属するものとし、この約束表の不可分の一部を成す。)に従い、この協定に基づく特定の約束を行う。金融サービスの分野においては、了解に基づく義務をこの協定の第三部及び金融サービスに関する附属書の規定に基づく義務に追加して負うものとする。

日本国は、金融サービスに関する附属書2(a)の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限(このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの)を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

金融サービスの分野に係る特定の約束に関し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなく日本国以外の加盟国の領域内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、協定第一条2(b)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

A 保険及び保険関連のサービス	(b) この協定第一条2の(a)及び(b)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解の3及び4の規定に基づきこの分野においてこの協定の第三部及び金融サービスに関する附属書の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解の3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。 (1) 以下を除くほか、制限しない。 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a) 日本国内で運送される貨物	(1) 制限しない。	日本国は、この約束表に添付する追加的な約束を履行する。
----------------------------	--	-----------------------	------------------------------------

	(b) 国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶車損害賠償責任保険については、政府が木〇パセントの額を強制的に再保険する。 日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。 保険サービスについては、日本国内の仲介を通じて提供することが認められない。 (3) 自動車賠償責任保険については、政府が木〇パセントの額を強制的に再保険する。 制限しない(注)。 保険仲介サービスについては、日本国内で免許を受けていない保険サービス提供者が行う保険契約のために提供することが認められない。
(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	

注 保険仲介サービスは、日本国において提供が認められている保険契約に提供のみ提供することができる。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

B 銀行サービスその他の 金融サービス (保険及び保険関連のサ ービスを除く)	この協定第一条2の(a)及び(b)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解の3及び4の規定に基づきこの分野においてこの協定の第三部及び金融サービスに関する附属書の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解の3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。 (1) 投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要であることを除くほか、制限しない。 (2) 制限しない。 十九九八年四月以降、制限しない。それ以前のサービスの提供については、次のすべての制限に服する。	
	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	
	日本国は、この約束表に添付する追加的な約束を履行する。	

	― 外国通貨で表示された日本国外における預金又は信託契約であつて、これらの合計額が二億円相当額を超えるもの及び日本国通貨で表示された日本国外における預金又は信託契約については、許可が必要である。営業を行う法人のうち、大蔵省が定める法務、リスク管理及び財務管理に関する体制の基準を満たすものは、ポルトガルリオ投資のための二億円相当額を超える外国通貨で表示された日本国外における預金について、期限を定めない許可を与えられる。当該預金については、事後の報告のみを行う。 ― 次の資本取引に係るサービスについては、日本国内の外国為替公認銀行を通じて提供を受けることができ、当該外国為替公認銀行を通じて提供を受けない場合には、原則として許可が必要である。

	・小切手、手形等の支払手段の取引 ・外国為替の取引 ・現物決済が行われる外国為替取引を伴う派生商品(例えば、通貨の現物オプション)の取引 営業を行う法人は、許可を受けることなく、自己の勘定において、日本国外の取引所に上場されているすべての証券派生商品に投資することができる。当該投資については、事後の報告のみを行う。 営業を行う法人のうち、大蔵省が定める法務、リネク管理及び財務管理に関する体制の基準を満たすものは、許可を受けることなく、自己の勘定において、日本国外の取引所に上場されている金融の先物又はオプションに投資することができる。当該投資については、事後の報告のみを行う。		
--	---	--	--

	→ 相続、居住者が非居住者のために行う他の居住者に対する支払、居住者が非居住者のために行う他の居住者による支払の受領等の特殊な方法による決済 → スワップ (3) 制限しない。 投資信託の委託サービス業務上の拠点については、日本国内で設立した法人でなければならぬ。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない ことを除くほか、制限しない。 各分野に共通の約束における記載のとおり、研究及び開発に係る補助金については、約束しない。 (4) 分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(3) 日本国は、厚生労働大臣が投資一任契約に係るサービスを行うサービス提供者によつて運用されることを認める厚生年金基金の資産については、ニュー・マネー（注）とニュー・マネー以外の資産の区分を使用しない。 注 「ニュー・マネー」とは、厚生労働大臣が厚生年金基金の資産運用の方法を拡大して投資一任契約に係るサービスを含めることにつき適格であると認定した日以後に当該基金が徴収した掛金の累積により主として構成される資産をいう。

日本国の追加的な約束

A 保険及び保険関連のサービス

追加的な約束の欄に特定の約束として、適当な当局が申請を認可する又は届出を受け入れることが記載されている場合には、このような申請又は届出は、これに適用される法的基準に適合するものでなければならない。適当な当局は、そのような法的基準を、公正かつ透明性のある態様により適用するものとし、保険サービス提供者が商品の料率、約款及び販売を担保危険に基づいて差異化することを認めるように解釈する。

1 適当な当局は、自動車保険の通信販売に係る申請を認可し、また、保険サービス提供者がクレジット・カードによる支払を受領した日から有効となる保険証券については、クレジット・カードの使用を通じて保険料の支払いを認可する。

自動車保険の「通信販売」とは、保険サービス提供者が、新聞、雑誌等の広告媒体を通じて又はダイレクト・メール若しくは電話を通じて消費者に自己の商品を提示し、郵便又は電話による消費者からの契約の申込みを受けて、消費者と対面することなく郵便又は電話によるやりとりを通じて消費者と契約を結ぶ販売方式であると定義される。

2 適当な当局は、千九百九十八年四月十日以降、一契約当たりの最低保険金額を七十億円に引き下げることにより、商業用火災保険の付加率のアドバイザリ制度の適用範囲を拡大する。

3 適当な当局は、料率及び特約について届出制が適用される商品に次の十六の商品を含めるとともに、適当な当局に届出がされた商品の販売を九十日の標準処理期間内に認める（すなわち、届出を受け入れる。）。

医師賠償責任保険

作業開始遅延保険

作業遅延保険

土木構造物保険

原子力保険

企業包括賠償責任保険

環境汚染賠償責任保険

組立保険

動産総合保険

コンピュータ総合保険

ボイラー・ターボセット保険

運送保険

クレジット・カード盗難保険
賠償責任保険
建設工事保険
保証証券

43(a)

適当な当局は、料率算出団体の会員が当該料率算出団体によって収集された統計資料を料率を算出するために使用することを許容しつつ、料率算出団体の会員が当該料率算出団体によって算出された料率を保険サービスの提供のために使用しなければならぬ義務を撤廃した。千九百九十八年七月一日までに撤廃する。

(b) (a)の規定を実施するために必要な立法上の変更が行われかつこれに伴う行政上の措置がとられたときには、この変更に基づいて、適当な当局は、保険サービス提供者が商品の料率、約款及び販売を担保危険に基づいて差異化するように申請を、その提出から九十日の標準処理期間内に、料率算出団体によって算出された統計上の料率を使用しているかどうかを考慮することなく認可する。

(c) 必要な立法上の変更が行われかつこれに伴う行政上の措置がとられるまでの間は、適当な当局は、生命保険及び損害保険の分野における主要な商品の種類に属する商品であつて、商品の料率、約款及び販売を差異化する柔軟性を有するものに係る申請を、その提出から九十日の標準処理期間内に認可する。

(d) (b) 適当な当局は、料率、約款及び販売を担保危険に基づいて差異化する柔軟性を備えた任意自動車保険（料率が差異化された自動車保険であつて通信販売によるものを含む。以下「差異化された自動車保険」という。）に係る申請を千九百九十七年九月一日より認可する。担保危険に基づく差異化には、次に掲げる危険要因に基づいて範囲料率外に料率を差異化することを含む。

年齢

性別

運転歴

使用目的（例えば、商業用、個人用）及び使用形態（例えば、年間走行距離）

地理（すなわち、北海道、四国、九州及び本州（本州は、東北、関東・甲信越、北陸・東海及び近畿・中国に分けられる。）の各地域）

車種

車の安全上の特性

車の所有台数

44

(a) 適当な当局は、生命保険サービス提供者の損害保険会社に対しては次の傷害保険の引受けを認めない。

- (i) 法人経営者のための非常利の業種横断的な社團若しくは財団(注1)向けに引き受けられ又はこれにより承認される(注2)単一の保険契約に基づいた傷害保険
- (注1)「法人経営者のための非常利の業種横断的な社團若しくは財団」とは、全国法人会総連合、局連法人会、県法人会連合会、単位法人会、納税協会連合会、パロンタ会及び納税協会をいふ。
- (注2)「承認する」とは、推奨する又は後援するをいふ。
- (ii) 旅行代理店を通ずる国内旅行傷害保険及び海外旅行傷害保険
- (iii) 学校(公立であるか私立であるかを問わず、すべての段階の学校を含む。)若しくは教職員、学生若しくは父母の組織若しくは団体(すなわち、学生団体、同窓会及びPTA)を通じて販売され又はこれにより承認される(注1)学生向けの傷害保険
- (注1)「承認する」とは、推奨する又は後援するをいふ。
- (iv) 通信販売による傷害保険
- (v) 団体障害保険。ただし、子会社が共同保険者の幹事会社として又は単独の保険者として活動する場合及び中小の又は外国の保険サービス提供者による同種の又は代替可能な商品の保険契約を直前の六箇月において有していなかった団体に販売する場合を除く。
- (vi) 積立傷害保険
- (b) 適当な当局は、損害保険サービス提供者の子生命保険会社に対してがん単品保険及び医療単品保険の引受けを認めない。また、適当な当局は、基本保険金額に対する特約給付金額の比率に関し、新保険業法が千九百九十六年四月一日に施行される前に存在していた制限を維持する。
- (c) 適当な当局は、4に規定するもののうち必要なら法上の変更が行われかつこれに伴う行政上の措置がとられた日までに次のすべての措置がとられているものを条件として、その日から十年半後に、(a)及び(b)に規定する第三分野における急激な変化を避けるための措置(注1)を終了させる。(注1)の適用上、(i)、(ii)B及び(c)に規定する措置の標準処理期間に關して輕微に相違した例外的な事例の存在により、これらの措置がとられていないとはされない。
- (注1)この措置は、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険及び長期障害特約には適用されない。
- (i) 適当な当局は、4(d)に規定する差額化された自動車保険の申請を九十日の標準処理期間内に認可するもの。
- (ii) 適当な当局は、2に規定するものにより、商業用火災保険の付加率のマイグレイザー制度の適用に係る一契約当たりの最低保険金額を引き上げること。
- (iii) 届出制に関し、適当な当局が、
 - A 8に掲げるボイラー・タパー・マシンの保険から保証証券までの次の商品について届出制を実施すること。
 - B 適当な当局が届出がなれたものを掲げる十八の商品の販売を九十日の標準処理期間内に認める(すなわち届出を受け入れ

る。以下。

(iv) 4に規定するところにより、料率算出団体の会員が当該料率算出団体によつて算出された料率を使用しなければならぬ義務を撤廃するために必要な立法上の変更が行われ、かつ、これに伴う行政上の措置がとられること。

(v) 適当な当局が、差異化された商品又は料率の申請に関して提出された申請を九十日の標準処理期間内に認可すること。(iii) B及び(v)の措置は、この(6)に定める日の九十日前までに申請又は届出がされなかった場合には、とられているものとみなされる。

6 4 保険サービス提供者は、保険商品又は料率に係る書類であつて自己が申請であると考えるものを適当な当局に対して提出したときは、当該適当な当局に対してその申請の位置づけを決定するよう要請することができる。当該適当な当局は、不当に遅延することなくそのような要請に応ずるものとし、当該書類を正式な申請であると認めるか否かを示す。

B. 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

1 適当な当局が投資一任契約に係るサービス提供者による運用を認める厚生年金基金の資産については、各厚生年金基金の設立後八年の経過を必要とするとの要件を三年に短縮する。

2 投資一任契約に係るサービス提供者が運用し得る厚生年金基金の資産については、その総資産の二分の一とする上限を撤廃した。とする。この上限については、千九百九十九年三月までに撤廃する。

3 年金福祉事業団年金資金運用基金の資産（各保険会社において合同して運用される資金を除く。）及び投資一任契約に係るサービス提供者が運用し得る厚生年金基金の資産（各保険会社において合同して運用される資金を除く。）の運用に関しては、年金の資金を運用するサービス提供者ごとの資産配分規制を適用しない。

4 投資信託の委託サービス及び投資一任契約に係るサービスについては、一つの団体がその双方を提供することができる。もつとも、当該団体が、日本国の法律の関連する信用秩序の維持に係る規定及び適当な当局により定められる信用秩序の維持に係る基準に適合するものであることを条件とする。

5 適当な当局は、年金福祉事業団年金資金運用基金がその資産の運用において、関連する日本国の法律及び規定が定める指定単の枠組みを通じて投資顧問会社の参加を許容することを認める。よのよな制度については、千九百九十九年における次回の日本国の年金の財政再計算の際に再検討する。「指定単」とは、信託銀行が提供する単独運用指定金銭信託をいう。指定単の下では、受益者は、購入される株式、債券その他の有価証券の個別の銘柄を特定しない。信託銀行は、国内法令により、指定単の元本を保証することを認められている。

6 適当な当局は、信用秩序の維持の見地から市場に対する最も適切な監督を行いつつ、証券商品分野における革新を受容するために迅速に対応するよう既存の枠組みを十分に活用する。

全融サービスに係る約束に関する了解

ウルグアイ・ラウンドの参加国は、全融サービスに関し、サービスの貿易に関する一般協定（以下「協定」という。）に基づく特定の約束を協定第三部に定める方法に代わる方法に基づいて行うことができる。この方法については次の了解に従って適用することが合意された。

(i) 当該方法は、協定の規定に抵触しないものとする。

(ii) 当該方法は、協定第三部に定める方法に従って特定の約束を記載する加盟国の権利を害さないものとする。

(iii) 当該方法に基づいて行われた特定の約束は、最恵国待遇に基づいて適用する。

(iv) 加盟国が協定に基づいて約束する自由化の程度について、予断を生ぜしめない。

関心を有する加盟国は、次に規定する方法に適合する特定の約束を、交渉に基づき、かつ、特定した条件及び制限を付して自国の約束表に記載する。

A 現状維持

次のB及びCの約束に対して課される条件及び制限は、当該約束に適合しない現行の措置に限る。

B 市場アクセス

独占権

1 協定八条の規定に加えて、次の規定を適用する。

加盟国は、金融サービスに係る自国の約束表に現行の独占権を掲げるものとし、当該独占権を撤廃し又は当該独占権の範囲を縮小するよう努める。この1の規定は、金融サービスに関する附属書1(b)の規定にかかわらず、同附属書1(b)(iii)に規定する活動について適用する。

公的機関が講入する金融サービス

2 加盟国は、協定第十三条の規定にかかわらず、自国の公的機関が自国の領域内で金融サービスを購入し又は取得するに当たり、当該領域内で設立された他の加盟国の金融サービス提供者に対し最恵国待遇及び内国民待遇を与えることを確保する。国境を越える取引

3 加盟国は、非居住者である金融サービス提供者に対し、内国民待遇を確保しつつ本人として又は仲介により若しくは仲介者として次のサービスを提供することを許可する。

(a) 次の事項に関連する危険に対する保険

(i) 海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする。

- (b) (ii) 国際間の運送中の貨物
- (b) 再保険及び再々保険並びに金融サービスに関する附属書 5 (a) (iv) に規定する保険の補助的なサービス
- (c) 金融サービスに関する附属書 5 (a) (xv) に規定する金融情報の提供、金融情報の移転及び金融データの処理並びに同附属書 5 (a) (xvi) に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除く。）
- 4 加盟国は、自国の居住者が他の加盟国の領域内で次の金融サービスを購入することを許可する。
 - 3 (a) に規定する金融サービス
 - 3 (b) に規定する金融サービス
- (b) 金融サービスに関する附属書 5 (a) の (v) から (xvi) までに規定する金融サービス
- (c) 業務上の拠点
- 5 加盟国は、他の加盟国の金融サービス提供者に対し、自国の領域内で業務上の拠点を設け又は拡張する権利（既存の企業の取得により業務上の拠点を設け又は拡張する権利を含む。）を与える。
- 6 加盟国は、5 の規定に基づく自国の義務を回避せず、かつ、協定に定めるその他の義務に適合する場合には、業務上の拠点を設け又は拡張することを許可するための条件及び手続を課することができる。
- 新たな金融サービス
- 7 加盟国は、自国の領域内で設立された他の加盟国の金融サービス提供者に対し、新たな金融サービスを当該領域内で提供することを許可する。
- 情報の移転及び処理
- 8 いかなる加盟国も、電磁的手段によるデータの移転を含む情報の移転若しくは金融情報の処理又は機器の移転が金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要である場合には、当該情報の移転又は金融情報の処理を妨げる措置をとってはならず、また、国際協定に適合する 入規則に基づく場合を除くほか、当該機器の移転を妨げる措置をとってはならない。この 8 の規定は、個人の情報、私生活並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する加盟国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利が協定の規定を回避するために行使されないことを条件とする。
- 人員の一時的な入国
- 9 (a) 加盟国は、自国の領域内に業務上の拠点を設けている他の加盟国の金融サービス提供者の次の人員が自国の領域へ一時的に入国することを許可する。
 - (i) 金融サービス提供者のサービスの開設、管理又は営業にとって重要な専有の情報を有している上級の管理職員
 - (ii) 金融サービス提供者の業務上の専門家

(b) 加盟国は、他の加盟国の金融サービス提供者の業務上の拠点に関連する次の人員が自国の領域内で有資格者として利用可能であることを条件として、自国の領域へ一時的に入国することを許可する。

- (i) 金融サービス提供者の会計、電子計算機サービス又は電気通信サービスの専門家
- (ii) 保険数理又は法律の専門家

差別的でない措置

10 加盟国は、次の措置が他の加盟国の金融サービス提供者に及ぼす著しい悪影響を除去し又は限定するよう努める。

(a) 金融サービス提供者が当該加盟国の領域内で当該加盟国が定める形態により金融サービスを提供するに当たり、当該加盟国が許可するすべての金融サービスを提供することを妨げる差別的でない措置

(b) 金融サービス提供者の活動が当該加盟国の領域全体に拡張することを制限する差別的でない措置

(c) 当該加盟国が銀行サービス及び証券サービスの双方の提供について同一の措置をとる場合において、他の加盟国の金融サービス提供者が自己の活動を証券サービスの提供に集中しているときは、当該措置

(d) 他の加盟国の金融サービス提供者が業務を行い、競争し又は当該加盟国の市場に進出する能力に対し、協定の規定を尊重する措置であっても悪影響を及ぼす他の措置

ただし、この10の規定に基づいてとられる措置は、当該措置をとる加盟国の金融サービス提供者を不当に差別しないものとする。

11 加盟国は、10の(a)及び(b)に規定する差別的でない措置に関し、市場への進出の機会の現在の程度及び他のすべての加盟国の金融サービス提供者が自国の領域内で一の階級として既に享受している利益を限定し又は制限しないよう努める。ただし、この約束が当該措置をとる加盟国の金融サービス提供者の結果として不当に差別することとならないことを条件とする。

C 内国民待遇

1 加盟国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の領域内で設立された他の加盟国の金融サービス提供者に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この一の規定は、加盟国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

2 加盟国は、他の加盟国の金融サービス提供者が自国の金融サービス提供者と平等に金融サービスを提供するため自主規制団体、有価証券若しくは先物の取引所若しくは市場、清算機関その他の組織若しくは団体の構成員となり、これらに参加し若しくはこれらを利用することを要求している場合又は金融サービスの提供に当たりこれらの組織若しくは団体に対し直接若しくは間接に特権若しくは利益を与えている場合には、当該組織又は団体が自国の領域内に居住している他の加盟国の金融サービス提供者に対し内国民待遇を与えることを確保する。

D 定義

この方法の適用上、

1 「非居住者である金融サービス提供者」とは、加盟国の領域へ他の加盟国の領域内に所在する事業所から金融サービスを提供する当該加盟国以外の加盟国の金融サービス提供者をいう。この場合において、当該金融サービス提供者が金融サービスを提供する当該加盟国の領域内に業務上の拠点を有するか有しないかを問わない。

2 「業務上の拠点」とは、金融サービスを提供するための加盟国の領域内の企業をいい、子会社（その全部又は一部が所有されているもの）、合弁企業、組合、個人企業、フランチャイズ経営、支店、代理店、代表事務所その他の組織を含む。

3 「新たな金融サービス」とは、全融の性格を有するサービス（既存の又は新たな商品に関連するサービス及び商品が納入される態様を含む。）であって、金融サービス提供者によって当該加盟国の領域内では提供されていないが他の加盟国の領域内では提供されているものをいう。

8 健康に関連するサービス 及び社会事業サービス A 病院サービス (九三一一)	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため約束しない。 (3)(2) 制限しない。 外国資本の参加に限り、制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。
(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため約束しない。 (3)(2) 制限しない。 外国資本の参加に限り、制限がないことを除くほか、各分野に共通の約束において記載した研究及び開発に係る補助金を含め、約束しない。 (4) 約束しない。	

9 観光サービス及び旅行に 関連するサービス A ホテル及び飲食店のサ ービス（仕出しサービス を除く。） （六四二―六四三（六四二 三を除く。）六四十一、六 四十二、六四十九四、六四 五十一、六四五十二、六四五十三、 六四五十四）	仕出しサービス （六四二三）
(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないた め、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。
(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないた め、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制 限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制 限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。

B 旅行業サービス (七四七二)	C 観光客の案内サービス (七四七二)
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

B 通信社サービス (九六二)	10 A 娯楽、文化及びスポーツ のサービス 興行サービス（演劇、生 演奏及びサーカスのサ ービスを含む） (九六一九)
(4) (3) (2) (1) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。	(4) (3) (2) (1) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 注 技術的に可能でないた め約束しない。
(4) (3) (2) (1) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。	(4) (3) (2) (1) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 注 技術的に可能でないた め約束しない。

C 図書館、記録保管所のサービス (九六三一一、九六三一二)	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
D スポーツその他の娯楽のサービス スポーツに係るサービス (九六四一一) 遊園地及び海水浴場のサービス (九六四九二)	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

11 運送サービス A 海上運送サービス (a)、(b) 国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。） （七二一一、七二二二） 海上運送サービスの分野における特定の約束には、日本国内の港と日本国内の他の港との間の旅客若しくは貨物の運送又は旅客を乗せて日本国内の港から出発し、当該港に到着する運送を対象とする国内営業サービスを含まない。	(1) 注 日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合であつて、当該不利益な取扱いの是正を求める通告にもかかわらず、引き続き当該不利益な取扱いによって当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されている場合には、当該外国の船舶運航事業者は、対抗措置として、一定の期間、次のものが制限又は禁止され得る。	(1) 注 日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合であつて、当該不利益な取扱いの是正を求める通告にもかかわらず、引き続き当該不利益な取扱いによって当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されている場合には、当該外国の船舶運航事業者は、対抗措置として、一定の期間、次のものが制限又は禁止され得る。	次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的かつ差別的でない条件で利用可能となる。 (i) 水先サービス (ii) 押し船及び引き船のサービス (iii) 食料供給、給油及び給水のサービス (iv) ごみ収集及び廃棄物処理のサービス (v) ポートキャプテン・サービス (vi) 航行補助サービス (vii) 陸岸において行うサービスであつて、船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。） (viii) 応急の修理サービス (ix) びよう泊及び係留のサービス
---	--	--	--

(3) (2)	(a) 日本国籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、約束しない。 (b) 海上運送サービス及び海上運送の補助的なサービスの分野における特定の約束に関する注釈1に規定する国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点については、制限しない。
(3) (2)	(a) 日本国籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、約束しない。 (b) 海上運送サービス及び海上運送の補助的なサービスの分野における特定の約束に関する注釈1に規定する国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点については、制限しない。

(4)	約束しない。 (a) 船員については、約束しない。 (b) 前記(3)(b)に定める業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(4)	約束しない。 (a) 船員については、約束しない。 (b) 前記(3)(b)に定める業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

A 海上運送の補助的なサービス (d) 船舶の保守及び修理 (八八六八**)	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

通関業サービス	倉庫サービス (七四二)	海上運送サービス及び海上運送の補助的なサービスの分野における特定の約束に関する注釈3に規定する海上貨物取扱サービス
(H (d) 日本国内の通関業サービスを参照。)	(H (b) 倉庫サービスを参照。)	(1) 約束しない(注1)。 注1 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) (2) 制限しない。 二〇〇六年五月末まで、日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に与えられる免許の数は制限され得ることを除くほか、制限しない(注2)。 注2 公有地を占有する場合には、公共施設の使用許可又は免許の適用を適用することがある。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(H (d) 日本国内の通関業サービスを参照。)	(H (b) 倉庫サービスを参照。)	(1) 約束しない(注1)。 注1 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) (2) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

海上運送サービス及び海上運送の補助的なサービスの分野における特定の約束に関する注釈4に規定するコンテナステーション及びデポ・サービス	(1) 約束しない（注1）。 注1 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 二〇〇六年五月末まで、日本国政府が指定する港において、サービス提供者に与えられる免許の数は制限され得ることを除くほか、制限しない。（注2） 注2 公有地を占有する場合には、公共施設の使用許可又は免許の申請を適用することがある。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 約束しない（注1）。 注1 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

(f) 海上運送サービス及び海上運送の補助的なサービスの分野における特定の約束に関する注釈5に規定する海上運送の代理店サービス	海上運送サービス及び海上運送の補助的なサービスの分野における特定の約束に関する注釈6に規定する海上貨物運送取扱サービス
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 以下を除くほか、制限しない。 事務所の登録が必要である。 事業の許可又は登録には、相互主義が適用される。 (2) 制限しない。 事業の許可又は登録には、相互主義が適用されることを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 事業の許可又は登録には、相互主義が適用されることを除くほか、制限しない。 (2) 制限しない。 事業の許可又は登録には、相互主義が適用されることを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(e) 押し船及び引き船のサービス (七二二四)	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(f) 引揚げその他の救助サービス、給油サービス及びごみ収集サービス (七四五四、七四五九)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

海上運送の補助的なサービス分野における特定の約束には、日本国内の港と日本国内の他の港との間の旅客若しくは貨物の運送又は旅客を乗せて日本国内の港から出発し、当該港に到着する運送を対象とする国内営業サービスを含まない。			
--	--	--	--

海上運送サービス及び海上運送の補助的なサービスの分野における特定の約束に関する注釈

道路運送サービス、鉄道運送サービス、内陸水路における運送サービス及び関連補助サービスがこの約束表に完全に含まれていない場合であっても、複合運送の事業者は、国内貨物を取扱うため、トラック、鉄道貨車若しくははしけ及びこれらの関連設備を賃借すること又は複合運送を行うため、合理的かつ差別的でない条件で、これらの形態の複合運送へアクセスし及びこれを利用することができる。「合理的かつ差別的でない条件」とは、複合運送を行うため、当該事業者が貨物の運送を適時に行うことができること（「適時に」とは、後から入港した貨物に優先して取扱われることを含む。）をいう。

定義

1 「国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点」とは、他の加盟国の国際海上運送サービス提供者が、海上運送が主要な部分を占める運送サービスを部分的又は完全に統合された形で自らの顧客に提供するために必要なすべての活動を日本国で行うことができるものをいう。ただし、このことは、越境の態様でのサービス提供について行われる約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

これらの活動には、次のものを含むが、これらに限られない。

(a) 顧客と直接連絡をとることによって海上運送及び関連サービスのマーケティングを行い及び販売すること（見積りから送り状の作成までの活動を含む。）であって、サービス提供者自らが行うもの又はサービス提供者が業務上の取決めを確立している他のサービス提供者が行うもの

(b) 自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス（統合サービスに必要なすべての態様の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送サービス、道路運送サービス及び鉄道運送サービスを含む。ただし、航空運送サービスを除く。）を入手すること。

(c) 運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。

(d) あらゆる手段により業務上の情報を提供すること（コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む。ただし、電気通信に関する附属書の規定に従うことを条件とする。）。

(e) 日本国において設立された海上運送代理店との間で業務上の取決め（企業への資本の参加を含む。）を確立すること及び日本国において必要とされる人員を任用すること（ただし、外国の人員の場合には、各分野に共通の約束に従うことを条件とする。）。

(f) 船舶の寄港の準備を行い又は必要な場合には貨物を引き受ける企業の代理を務めること。

- 2 「複合運送の事業者」とは、その名において、船荷証券、複合運送の書類又は物品の複合運送の契約を証明するその他の書類を発行し、当該契約により当該運送に関して責任を負う者をいう。
- 3 「海上貨物取扱サービス」とは、港灣運送会社が行う活動（ターミナルオペレーターは含む。港灣労働者の集団が港灣運送又はターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の港灣労働者による直接の活動は含まない。）をいう。当該活動には、次のものを計画し管理することを含む。
 - (a) 貨物の船舶への積み込み及びこれからの取卸し
 - (b) 貨物のラッシング及びアンラッシング
 - (c) 積み込み前又は取卸し後の貨物の受取、引渡及び保管
- 4 「コンテナステーション及びデポ・サービス」とは、港頭地区又は内陸部のいずれかにおいて、バン詰め、バン出し、補修及び船積み可能な状態にすることを目的として、コンテナを保管することから成る活動をいう。
- 5 「海上運送の代理店サービス」とは、次の目的で、特定の地理的区域において、一又は二以上の海運会社になわってその営業利権を代理することから成る活動をいう。
 - (a) 見積りから送り状の作成までの、海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売並びに海運会社になわって船荷証券を発行すること。必要な関連サービスを手入及び再販すること。書類を準備すること。業務上の情報を提供すること。
 - (b) 寄港の準備又は求めに応じ貨物の引き取りを行う海運会社の代理としての活動
- 6 「貨物運送取扱サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を通じて、荷主に代わって輸送活動を編制し、監視することから成る活動をいう。貨物運送取扱サービスには、その名において、船荷証券又は物品の運送の契約を証明するその他の書類を発行し、当該契約により当該運送に関して責任を負う者が提供するものを含む。

(e) 押し船及び引き船のサービス (七二二四)	B 内陸水路における運送サービス (d) 船舶の保守及び修理 (八八六八**)
(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

C 航空運送サービス (d) 航空運送サービスに関する附属書6(a)に規定する航空機の修理及び保守のサービス	(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス(七四五四、七四五九) 内陸水路における運送サービスの分野における特定の約束には、日本国内の港と日本国内の他の港との間の旅客若しくは貨物の運送又は旅客を乗せて日本国内の港から出発し、当該港に到着する運送を対象とする国内営業サービス含まない。
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) 制限しない。サービス提供者に与えられる許可の数は、制限されることを除くほか、制限しない。 (1) 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (1) 約束しない(注)。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) (1) 制限しない。制限しない。
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) 制限しない。各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (1) 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (1) 約束しない(注)。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) (1) 制限しない。各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。

(e) 航空運送サービスに 関する附属書 6 (c) に 規定するコンピュータ 予約システム (CRS) サービス	(e) 航空運送サービスに 関する附属書 6 (b) に 規定する航空運送サ ービスの販売及びマー ケティング
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制 限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制 限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。

E 鉄道運送サービス (d) 鉄道運送機器の保守及び修理のサービス (八八六八*) (注) 注 当該サービスは、対応する暫定中央生産物分類に含まれる活動全体の一部分のみから成る。	鉄道運送機器に関する運転者を伴う賃貸サービス
(1) 約束しない (注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 約束しない (注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

F 道路運送サービス (b) 貨物運送サービス (七一二三)		
(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。	(3) (2) 制限しない。 暫定的に、かつ、無差別に、サービス提供者の数、サード事業の数又はサード事業の産出量を制限する緊急調整措置が制限され得ることを除くほか、制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。	(3) (2) 制限しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

G パイプライン輸送サ ビス (b) 燃料以外の物品の輸 送サービス (七二三九)		(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないた め、約束しない。
(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないた め、約束しない。		

H すべての形態の運送の 補助的なサービス (b) 倉庫サービス（石油 に関連するサービスを 除く。） （七四二）	(d) 日本国内の通関業サ ービス
(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないた め、約束しない。 (2) 制限しない。 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないた め、約束しない。 (2) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないた め、約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。
(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないた め、約束しない。 (2) 制限しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないた め、約束しない。 (2) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないた め、約束しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。

日本国の第二条の免除に係る表

分野	第二条の規定に合致しない措置の概要	当該措置を適用する国	免除の期間	免除の必要性を生じている状況
海上運送の国内営業サービス（注） 注 「海上運送の国内営業サービス」とは、日本国内の港と日本国内の他の港との間の旅客若しくは貨物の運送又は旅客を乗せて日本国内の港から出発し、当該港に終着する運送を対象とする。	日本国との友好通商航海条約に従って、海上運送の国内営業サービスに限定的にアクセスする権利を与えられた国の船舶を除き、海上運送の国内営業サービスに従事する権利は日本国の船舶に留保されている。	すべての国	第二条の規定に合致しない措置の概要の欄に規定する条約が効力を有する間、当該措置は維持される。	海上運送の国内営業サービスを提供することは、一般的には、外国の国籍を有する船舶には認められていないが、相互主義に基づき又はその他の配慮によって、海上運送の国内営業サービスに限定的にアクセスする権利を外国の船舶に与えることは、主要な貿易相手国の確立された国際的な慣行である。

国際貨物運送取扱サービス	国際貨物運送取扱サービス（複合運送サービス（注1）に関連するサービスを含む。）を提供するための営業許可又は政府による登録は、日本国の会社が当該サービスに係る同様の許可を受けること又は同様の登録を行うことができる。外国の会社に対してのみ与えられる。 注1 「複合運送サービス」とは、国際海上運送と道路運送又は鉄道運送の組み合わせによる貨物運送サービスであって、複合運送の事業者（日本の約束表における海上運送サービス及び海上運送の補助的なサービスの分野における特定の約束に関する注釈2に定める。）がドア・ツー・ドアにより提供するものをいう。
すべての国（注2） 注2 明瞭性のための注釈 この協定において国際貨物運送取扱サービスに關して制限なく約束を行い、かつ、当該約束が十分に実施されていることが確認をされた他の加盟国の会社には、国際貨物運送取扱サービス（複合運送サービスに關連するサービスを含む。）を提供するための営業許可又は政府による登録が与えられる。	現在又は将来の貿易自由化のラウンド交渉の結果に従って、この措置の廃止は検討される。
注1 「複合運送サービス」とは、国際海上運送と道路運送又は鉄道運送の組み合わせによる貨物運送サービスであって、複合運送の事業者（日本の約束表における海上運送サービス及び海上運送の補助的なサービスの分野における特定の約束に関する注釈2に定める。）が宅配で提供するものをいう。	いくつかの主要な貿易相手国は、当該国の領域内において、国際貨物運送取扱サービス（複合運送サービス（注1）に關連するサービスを含む。）を提供するための十分なアクセスを日本国民に与えていない。

国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送を含む。）	日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合であつて、当該不利益な取扱いの是正を求める通告にもかかわらず、引き続き当該不利益な取扱いによって当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されている場合には、当該外国の船舶運航事業者は、對抗措置として、一定の期間、次のものが制限又は禁止され得る。 (a) 日本国の港への入港 (b) 日本国内における貨物の積込み又は取卸し	すべての国	現在又は将来の貿易自由化のラウンド交渉の結果に従つて、この措置の廃止は検討される。	日本国の船舶運航事業者は、いくつかの主要な貿易相手国の領域内において、当該国から不利益な取扱いを受ける可能性がある。
----------------------------------	--	--------------	--	---